

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和8年6月12日から同年10月13日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び光市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年 6月 12日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン光店
所在地 光市浅江1756の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之

3 変更に係る事項の概要

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時刻
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

事 項	変 更 前	変 更 後
開店時刻及び閉店時刻	午前7時00分から 午後11時00分まで	午前7時00分から 午前0時00分まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時30分から 午後11時30分まで	午前6時30分から 翌午前0時30分まで

4 届出年月日

令和8年6月8日

5 変更年月日

令和8年7月1日